

「札幌市次期非常通信手段の検討に係る調査及び資料作成業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階北
札幌市危機管理局危機管理部危機管理課（電話 011-211-3062）

2 公募型企画競争に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市次期非常通信手段の検討に係る調査及び資料作成業務業務
- (2) 業務内容 提案説明書による。
- (3) 履行期間 契約日から令和 5 年 10 月 31 日までとする。

3 公募型企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものでないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪登録）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登載されていること。
- (6) 国土交通省建設コンサルタント（電気・電子部門）の登録業者であること。
- (7) 仕様書において求める全ての要件を満たしていること。
- (8) 本業務について十分な業務遂行能力を有していることを確認するため、国、都道府県、他市でデジタル防災行政無線実施設計業務又は本業務と同様の調査又は検討に係る業務を元請として履行した実績があること。
- (9) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条に規定する暴力団その他の反社会的団体である者またはそれらの構成員が行う活動への関与が認められている者ではないこと。

4 企画提案書等の提出方法等

- (1) 企画提案書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ
- (2) 企画提案書等の提出期限
令和 5 年 4 月 24 日（月）12 時 00 分。送付の場合は必着のこと。持参での提出

の場合は、期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時45分から午後5時15分までとする。

(3) 提案説明書を交付する場所

危機管理局ホームページにて公開する。

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/keiyakujoho/ippann_kyoso_nyusatu_toujoho.html

5 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出書類を「札幌市次期非常通信手段の検討に係る調査及び資料作成業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）により審査する。なお、一次審査は、実施委員会委員長の決定により省略する場合がある。

(2) 二次審査（ヒアリング）

一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を入選者として選定する。

6 その他

(1) 以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

イ 書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書および各様式で定めた内容に適合しなかった者。

エ 審査の公平性を害する行為を行った者。

オ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない書類を提出した者。

カ その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者。

(2) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。